

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

特集 臨調＝行政改革と労働組合

III 臨調＝行革第二ラウンドー基本答申(八二年七月三〇日)にむけて

2 部会審議の進展と〃世論形成〃ー基本答申の骨格をめぐって

表面化した臨調・政府の対立——ふたたび行政改革か行財政改革か

論点整理をうけて臨調各部会の審議は進展するかにみえた。しかし、その後、基本答申の骨格ができあがる過程で、臨調と政府の意思のくい違いと利害対立の表面化と、そのもとで、急速な〃世論形成〃がすすめられた。

対立は、まず、昭和五七年度予算編成に際して、政府が租税特別措置の見直し、交際費課税の強化、貸し倒れ引当金の見直しを中心に「増税」方針をとるとし、あるいは今後は「行財政改革」でなく「行政改革」を(中曽根行管庁長官)と強調したことから、政府と財界の対立となって表面化し、これに、八二年一月から本格化した予算論議での歳入欠陥問題の顕在化が拍車をかけた。臨調内部からも「増税なき財政再建」路線の見直しを求める声が出されたとの報道があいついだ。

二月二四日、財界五団体主催の「一日臨調」がおこなわれ、「増税なき財政再建の堅持」、「基本答申は昭和五八年度歳出削減を含めた徹底行革の推進」を決議し、前後して土光会長自身も「臨調会長以外の一切の役職をやめる」と表明する一方、場合によっては臨調会長の辞任もありうることをチラつかせて巻き返しをはかった。三月一日、中曽根行管庁長官は、「七月に基本答申が予定されているが、二つに分けて、一二月にも答申することも考えられる」と鈴木首相に進言、これにたいし土光会長が反発、事態はいっそう複雑になった。マスコミは「政治の雑言」に反対するとし、土光支援のキャンペーンを展開した。

こうしたなかで、三月一三日、同盟などで構成する行革推進国民運動会議が社会経済国民会議と共催で開いた「国民臨調中央シンポジウム——八〇年代行政の役割とその改革課題」は、八一年末から八二年三月にかけての臨調基本答申をめぐる臨調、政府、財界の意思のくい違い・対立に調整がはかられたことを内外に示し、注目された。シンポジウムのあいさつに立った土光臨調会長は、「五九年度までに赤字国債をゼロにするとともに、六〇年度以降の国債償還を増税なしに実行し得るようになることが今次行革の理念だ」「鈴木首相が約束した行革を最後までやり抜くことだ」とのべ、中曽根行管庁長官も「総理も私も政治生命をかけている。夏の答申では骨太な焦点のはっきりしたものにしてほしい」とこたえたのである。

同シンポジウムは、二月上旬から名古屋をはじめ全国六カ所で開いてきた国民臨調地方シンポジウムを総括する形でおこなわれたものであるが、最後に、(1)簡素で効率的な行政を実現し、増税なき財政再建を実現する、(2)三K赤字の解消、ばらまき補助金の大幅整理、(3)行政の民間への過度な介入の排除、タテ割行政の硬直性打破、地方分権の推進、許認可の大幅整理、(4)不公平税制の改革、公務員倫理の確立、人事管理制度などの抜本見直し——などを要求し、そのために、「国民世論を結集し、各論反対の動きを封じ、一切の抵抗を排し、国民の求める行政改革を断行するよ

う、臨調、政府、国会などに働きかけ、鈴木内閣に実行を迫っていく」とのアピールを採択し、基本答申にむけての行革推進会議の立場を改めて明確に打ち出した。

突出しはじめた国鉄改革と労働組合の対応

この間、一月二三日に「ブルートレイン・ヤミ手当」問題が報道され、それを契機に国鉄「ヤミ手当」報道があいつぎ、折からの「酒酔」運転事件などと相まって国鉄における労使関係がマスコミないし国民世論の注目をあつめた。それは、基本答申の骨格論議と重なり、現場協議制をふくむ労使関係の見直しを柱とした国鉄改革＝「分割・民営」化が行政改革の中心課題だとする「世論形成」がすすんだ。マスコミの国鉄に関する報道と臨調第四部会審議とは、期せずしてタイアップしていた観を呈し、その「政治性」がきわだった。

この時期、臨調第四部会が国鉄の経営形態の変更、「分割・民営」化で固まったと伝えられ、二月二日、鈴木首相も「事態は遷延を許さない。臨調答申をまっぴら英断をもって対処する」との意向を表明した。他方、田村元自民党国対委員長（元運輸相）は「私案」をまとめ、国鉄赤字について「経営外の要因による構造的欠損」は国鉄の責任でないとし、「分割・民営」論を批判、「三〇万人体制」による徹底的合理化を求めた。また二月五日、自民党は「国鉄再建に関する小委員会」を発足させたが、小委員長になった三塚博氏は「国鉄問題の基本は乱れ切った職場規律の回復。これを解決しない限り、分割・民営論をうち出しても空論に終わる」と強調、臨調とのニュアンスの違いをみせながら、国鉄再建は労使関係の見直しが重点だとした。

こうして国鉄再建「論争」がはなばなしく展開された。

国鉄当局は、臨調の「分割・民営」化論に反発したが、「ヤミ手当」問題にたいしては「回収方針」をうち出すとともに、三月に入って、総裁通達「職場規律の総点検および是正について」を発出、(1)ヤミ慣行・ヤミ手当の是正、(2)現場協議制の改善、(3)業務管理の適正化等をすすめるとし、労使関係の見直しを図った。

これらの動きに、国鉄内の関係労働組合は危機感を強めた。

二月二日、総評第六五回臨時大会で武藤国労書記長は、(1)国鉄経営改善計画にもとづいて労使交渉をつづけている段階に、「二五万人体制」、「民営・分割」化をとりざたするのは容認できない、(2)赤字・労使関係のみを強調するのではなく、公共交通のあり方のなかで総合的に考えるべきだ、と臨調をきびしく批判、国民的討論をよびかけた。同臨時大会は、「分割・民営」論を「労働組合の分断、春闘つぶしを意図するもの」とし、「断乎対決する」と決議した。

国労は、二月一九、二〇日の第一三四回拡大中央委員会で、「ヤミ手当」キャンペーンにたいして対策本部を設置する一方、「社会的常識や庶民感覚からみて妥当でないものは労使確認があっても是正する」と「正すべきは正す」という姿勢を明らかにした。二日後、総評、新産別と国労、動労、全施労、全動労の国鉄関係四組合は、国鉄改革共闘委員会を発足させ、国鉄問題を労使関係に集中させないためとして、独自に、国鉄の長期的なあり方の検討と労使慣行の見直しをすすめるとした。

さらに、国労、動労、全施労、全動労の四組合は、三月九日、初めての合同中央委員会を開き、国鉄再建問題四組合共闘会議を結成、「分割・民営」化に反対し、共同行動をすすめることを確認。同月二四日には「すべての国鉄労働者への訴え」と題する緊急アピールを発表し、団結の強化を訴え、進展しつつあった「世論形成」への対応をいそいだ。

全電通と全専売の対応

国鉄の経営形態と労使関係への社会的注目は電電、専売をふくめて三公社と公企体労使関係の全体にインパクトを与えた。

電電では事態はやや異なって展開した。すでに前年から経営形態のあり方について内部検討をすすめていた電電公社は、八二年二月に、「現行公社制度では経営の効率化を図るのは困難」とし、経営形態の変更、特殊会社方式への転換の必要を示唆した改革案を臨調第四部会に提出したが、全電通も、一月二〇日、「今後における電気通信事業のあり方」をまとめ、経営形態論が先行することに危惧を表明しながらも、新たな事業法の制定、国と電話加入者の出資による特殊法人への改革という「経営形態問題に対する基本的立場」を明らかにした。また、全電通は、「事業の分割・分離」には反対していたが、「民間企業との競合分野に市場原理を導入する」とし、注目された。

他方、全専売は、民営化に反対したが、(1)専売公社の生産性は外国たばこと比べても低くない、(2)分割・民営化は、企業利潤の確保、徴税コスト増をまねき、価格引き上げ、国民負担増につながる、(3)葉たばこ農家が切りすてられるとして、現行専売制度の維持と規制緩和による自主性強化を強調した。このため、一月一六日には、「たばこを考える」シンポジウムを開催したほか、署名運動と自治体決議を訴えるなど、専売制度の維持にむけて国民世論に訴える運動を展開した。

公務員組合の対応

国鉄の「分割・民営」化をはじめ三公社改革、経営形態の変更という基本線で早くから固まりつつあった第四部会とは異なって、第二部会の公務員制度に関する審議は進展しなかった。だが、部会審議の焦点はしぼられていた。

当初、八一年九月、基本答申にむけての部会再編成がおこなわれた時点で第二部会の公務員制度の検討課題には、(1)公務員の範囲と位置づけ、(2)公務員の性格・分類、(3)公務員管理の基本的なあり方、(4)人事管理機構のあり方、(5)公務能率増進のための具体的施策、(6)公務員の処遇のあり方、(7)労使関係、(8)公務員倫理の確立の八項目があげられていたが、一二月の論点整理のなかでは、(1)公務員の範囲、種類、(2)給与決定方式を中心とする給与のあり方、(3)人事管理機構のあり方、(4)職階制、(5)その他公務員管理のあり方、(6)公務員倫理の確立の六項目にまとめられた。労使関係が消え、人事院勧告制度をふくむ給与制度の見直しが前面に出た。公務員制度の見直しを労働基本権論議と切り離し、給与抑制方策の具体化に集約する方向が浮かびあがったが、八一年の人事院勧告の処理にたいする臨調の不満が影響したといわれた。

こうしたなかで、一月一八日、自治労、日教組などで構成する公務員共闘は、臨調のヒアリングに応じ、「公務員制度の改革についての意見書」を提出、近代的労使関係の確立、労使協議の制度化を「最も重要かつ根本的な課題」として、労働基本権回復など年来の主張をのべるとともに、本省局長以上の特別職化と自由任用、昇任試験の実施などを提言し、弾力的な立場を示した。これにたいし、傘下单産の一つであった国公労連は、特別職化、昇任試験の実施などに意見を留保したが、「みずから改革意見をまとめて積極的に提起したこと」を評価した。

他方、全官公は、前年一二月二一日のヒアリングで、「行政改革に対する態度」を明らかにし、公務員の労働条件の切下げに反対する一方、「生産性向上に反対するものや、これに迎合する無責任な当局の労働政策の改善から始めるべき」だとして「信賞制度の確立」などモラルの高揚、労使関係正常化のための措置が必要だとのべた。

全官公は複雑な立場に置かれていた。八月一日の同盟第一八回定期全国大会で全郵政の代議

員は「働く者の犠牲による行政改革には反対」と発言、理解を求めたが、臨調委員でもあった金杉同盟副会長は、「行政改革は官公労の民主化だ」と答弁、臨調＝行革と労戦統一問題の接点が公共部門の労使関係の見直しにあることをうかがわせた。

基本答申の骨格の確定

基本答申の骨格をめぐって、臨調、政府、自民党、野党各党、財界、労働組合のあいだで、三つどもえ、四つどもえの抗争が展開され、その調整のなかで、国鉄「分割・民営」化、公務員給与の抑制といった「世論形成」が進展したが、これらを受けて、三月一五日、基本答申にむけての「主要検討課題」が示された。三六項目の検討課題に優先順位をつけ、(1)行革理念、(2)三公社の経営形態・事業のあり方を重点に基本答申を作成しようとするというのが事務局案であった。土光氏をはじめ臨調委員は「消極的すぎる」と激怒したと伝えられ、却下された。その後、事務局案は、行財政全般にわたる問題点を取り込む形で手直しされ、臨調は、三月二九日、つぎのような「主要検討課題」を基本答申に盛り込むとした。

第一部会＝(1)行政改革の理念、(2)重要行政施策のあり方((1)農政、(2)社会保障、(3)文教行政、(4)国土・住宅・土地行政、(5)エネルギー行政、(6)科学技術行政、(7)総合安全保障、(8)税制)

第二部会＝(1)行政組織、総合調整機能等(中央行政機構の再編合理化、総合調整機能の強化、(2)行政組織・定員管理のあり方、(3)地方出先機関の整理合理化)、(2)公務員制度等((1)公務員倫理の確立、(2)給与決定方式を中心とする給与のあり方、(3)公務員の範囲と種類)

第三部会＝(1)国と地方の機能分担等((1)国と地方の機能分担のあり方、(2)地方財政制度のあり方、(3)広域行政のあり方、(4)地方の減量化、効率化)、(2)保護助成行政(補助金等の整理合理化)

第四部会＝(1)公社・五現業等((1)三公社の経営形態のあり方、事業等の合理化、(2)五現業の合理化)、(2)特殊法人等((1)特殊法人等を通ずる共通問題のあり方、(2)特殊法人等の統廃合、事業の合理化)

基本答申の骨格が確定し、これ以降、四つの部分は部会報告のとりまとめにはいった。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■

日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
